

(目的)

第1条 高校生の登山活動が、安全かつ多様なニーズを踏まえて実施できる機会の確保を目指し、県立学校の登山部の活動のうち、登山を地域の活動として地域指導者の引率により実施できる体制を構築するための実践研究を行う。
有資格者である地域指導者2人以上による引率とすることで、山行中のリスクを回避するとともに、地域指導者から参加者への安全な登山を行うための知識・技能の伝達の効果・効率を高める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 登山

一般的には、山頂を目指し山に登ることを登山というが、本事業においては、標高の高低を問わず、また、山頂を目指さなくとも、登山道(整備された遊歩道を除く。)等を歩くものをいう。

(2) 地域指導者

学校教育活動についての知識と理解に富み、登山保険等に参加していることに加え、次の事項のいずれかに該当する者であって、かつ、実際に本事業を活用する山において複数年の登山経験を有し、その山の特徴、危険箇所、山行におけるの留意事項等の専門的な知識を十分に有している者のうちから、栃木県教育委員会が任命する者をいう。

ア (公財)日本スポーツ協会公認山岳コーチ1、コーチ2、コーチ3又はコーチ4の資格保持者

イ (公社)日本山岳ガイド協会認定山岳ガイドステージⅠ又はステージⅡの資格保持者

ウ (公社)日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドの資格保持者

エ (公社)日本山岳ガイド協会認定登山ガイドステージⅠ、ステージⅡ又はステージⅢの資格保持者

(3) 地域の活動

(2)に示す地域指導者の指導による活動をいう。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は栃木県教育委員会とする。

(主管課等)

第4条 栃木県教育委員会事務局健康体育課(以下、「健康体育課」という。)は次の各号の業務を行うものとする。

(1) 予算の範囲内で、事業に要する以下の経費を支出する。

ア 地域指導者に係る費用

イ 生徒の保険料

ウ 衛星携帯電話賃借料

エ その他栃木県教育委員会が認めるもの

(2) 実践研究において作成された登山計画書の内容を確認した上で、登山計画審査会に提出する。

(3) 山岳関係団体や学校と協議し、地域指導者の選定・登山日の決定・部活動における指導日の日程調整・指導内容の調整などを行う。

(4) その他実践研究に係る助言や調整、当該事業に係る事務処理を行う。

(事業実施期間)

第5条 令和7年度から令和9年度の3か年とする。

(事業の内容)

第6条 地域の活動としての高校生の登山活動について、次の各号の内容により実施する。

(1) 登山

地域指導者2名以上の引率により登山を行う。登山は「登山計画作成のためのガイドライン」に則った活動とし、登山計画書は登山計画審査会の審査を受けるものとする。

(2)登山以外の活動

地域指導者の指導の下、登山に向けたトレーニングや登山計画作成などの活動を行う。

(3)地域の活動と県立学校の登山部の活動の連携

- ア 地域の活動と県立学校の登山部の活動を相互に生かせるよう、地域指導者と部活動の顧問は連携を図る。
- イ 地域指導者は、登山部の顧問と連携して必要な情報を共有する。加えて、生徒を直接指導し相互理解を十分に図った上で登山に臨むものとする。

(4) 地域指導者の活動内容

登山部の顧問と連携し、次の事項を行う。

ア 山行前

- (ア) 登山計画を参加者等とともに立案する。
- (イ) 登山に必要な知識、技術の習得に向け、参加者を指導する。
- (ウ) 参加者の健康状態、特徴や登山に係る能力等を把握する。

イ 山行中

- (ア) 参加者の健康状態、危険箇所、天候の変化等に細心の注意を払う。
- (イ) 安全登山の実施を最大の目的とし、撤退を常に意識する。
- (ウ) 事故等が発生した場合には、全員の安全を確保し、救助を要請する。
- (エ) 承認された計画内容を忠実に実行する。

ウ 山行後

- (ア) 下山後、栃木県教育委員会へ速やかに報告する。
- (イ) 成果を最大限にするため、参加者とともに反省会を開く。
- (ウ) 登山報告書を作成する。

(対象校及び対象者)

第7条 対象校及び対象者は、次のとおりとする。

- (1) 対象校は、登山部が設置されている県立学校のうち、実践研究事業への参加を希望する学校の中から決定する。なお、対象校の決定にあたっては、当該学校と十分に協議するものとする。
- (2) 対象者は、対象校の登山部に所属する者のうち、保護者の同意を得た者かつスポーツ保険及び山岳保険に加入する者とする。

(地域指導者の報酬)

第8条 地域指導者の報酬額は1時間当たり1,600円とし、それに加えて旅費を支給する。

(事後対応)

- 第9条 健康体育課は、地域指導者や山岳部の顧問とともに反省会を開き、目的の達成度やヒヤリハット事例等を共有する。また、記録を整理し、作成された登山報告書を登山計画審査会に提出する。
- 2 健康体育課は、高校生の登山活動の更なる充実を図るため、事業実施年度の事業終了後に本事業関係者を対象にアンケートを実施して事業結果を検証する。

附 則

この要領は、令和7(2025)年11月21日から実施する。

附 則

この要領は、令和8(2026)年1月13日から適用する。